

生涯学習センター等の会議室における利用基準

◆下記の11項目を守ってご利用いただける団体は会議室のご利用が可能となります。

① 利用者同士の間隔はできるだけ2m(最低でも1m)空けてください。

(※合唱の場合、間隔は2m空けてください。)

② 会話をする際は、可能な限り真正面を避けてください。

③ 対面の場合は、必ず距離をとり、マスクを着用し、換気を十分に行ってください。

④ 利用者全員がマスク着用をしてください。(咳エチケットの徹底)

⑤ 入室前後は、必ず手洗い・消毒を30秒程度行ってください。

⑥ 十分な換気を行ってください。

※換気における窓開けは必ず2方向以上を開けてください。

※換気機能が落ちやすい部屋の四隅は使用しないでください。

⑦ 対面での飲食はしないでください。

⑧ 同じ位置で長居をしないでください。

※1時間に1回は休憩し、室内の換気を十分に行ってください。

⑨ 利用前に、事前の体温測定確認、健康チェックを行ってください。

※体調不良者については利用できません。

⑩ 会議室の利用者名簿について、利用責任者が備えてください。

⑪ 当面の間、利用者については県内在住者とさせていただきます。

10日以内に県外に外出された方についてはご利用をご遠慮ください。

※利用中に1項目でも守っていただけないことが確認された場合は、ご利用を中止させていただきます。

藤枝市生涯学習センター